明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一七九）　一

省令

○厚生労働省令第百七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条	**第一条**
【一～六十　略】	【一～六十　同上】
六十一　二―（四―エトキシ―三・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類	【号を加える。】
六十二～八十三　【略】	六十一～八十二　【一号ずつ繰り下げる。】
八十四　三・四―ジクロロ―N―［二―（ジメチルアミノ）シクロヘキシル］―N―メチルベンザミド及びその塩類	【号を加える。】
八十五～百四十五　【略】	八十三～百四十三　【二号ずつ繰り下げる。】
百四十六　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルフラン―二―カルボキサミド及びその塩類	【号を加える。】
百四十七～二百二　【略】	百四十四～百九十九　【三号ずつ繰り下げる。】
二百三　メチル＝二―［一―（シクロヘキシルメチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタノアート及びその塩類	【号を加える。】
二百四～二百十　【略】	二百～二百六　【四号ずつ繰り下げる。】